



## 令和8年度 緑といきもの賑わい事業 募集要項

### 1. 募集の主旨

2030 年ネイチャーポジティブ達成に向けて、「長崎県生物多様性保全戦略 2026-2030」に基づき、県内所在の様々な団体が行う生物多様性の保全・再生に資する取組を支援することにより、未来につながるよりよい環境づくりを目指します。

### 2. 応募できる団体

県内市町及び中小企業、中小企業等協同組合、中小企業団体、学校法人、商工会議所、商工会、動物園、水族館、植物園、一般社団法人、NPO法人、任意団体、ボランティア団体等（以下、「民間団体」という。）。  
【応募資格】

- (1) 長崎県を中心に活動していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (4) 暴力団でないこと。
- (5) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (6) 法令等に違反していないこと。

### 3. 補助の対象となる事業

- 1 自然共生サイトの認定に向けた取組のうち以下に掲げるもの
  - (1) 認定に必要となる保全活動や生物調査の実施（ソフト事業）
  - (2) 認定に必要となる生物の生息環境の保全再生のための取組（ハード事業）
- 2 以下の区域における生物の生息環境の保全再生のための取組（ハード事業）
  - (1) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく自然環境保全地域
  - (2) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園及び県立自然公園
  - (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国指定鳥獣保護区（全域）及び県指定鳥獣保護区（特別保護地区に限る。）
  - (4) 自然共生サイト（募集開始日までに認定されたものに限る。）
- 3 以下の生物種の生息環境の保全再生のための取組（ハード事業）
  - (1) 国内希少野生動植物種
  - (2) 国又は長崎県レッドリスト掲載種
- 4 1～3 の取組と併せて実施する参加型の環境学習の取組（ソフト事業）

●次の項目に該当するものは補助の対象外になりますのでご注意ください。

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・ 政治・宗教・営利を目的としたもの
- ・ 国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体から補助（助成）を受けているもの（予定も含む）

## 4. 補助の内容

### (1) 期間

対象となる事業期間は、事業採択後から事業報告書の作成も含めて、当該年度中に完了する範囲とします。

### (2) 補助率

#### ① 市町

- ・ 3. 1～3 の事業 2 分の 1（離島部にあつては 3 分の 2）以内
- ・ 3. 4 の事業 定額

#### ② 民間団体

- ・ 3. 1～3 の事業 10 分の 9 以内
- ・ 3. 4 の事業 定額

### (3) 補助金の額（1 事業あたり）

#### ① 市町

- ・ 3. 1～3 の事業 上限 300 万円、下限 50 万円
- ・ 3. 4 の事業 上限 3 万円/回（最大 3 回）

#### ② 民間団体

- ・ 3. 1 の事業 上限 50 万円、下限 10 万円
- ・ 3. 2 及び 3 の事業 上限 30 万円、下限 10 万円
- ・ 3. 4 の事業 上限 3 万円/回（最大 3 回）

### ●併用可能な事業の組み合わせ

次の組み合わせについては、複数事業を同時に実施（併用）することが可能です。

#### ① 事業 1 内での併用

- ・ 事業 1（1）と（2）

#### ② 事業 4 との併用

以下のいずれかの事業と事業 4 は併用可能です。

※事業 4 は単独での申請不可（必ず事業 1～3 と併用）

##### ○事業 1

- ・（1）または（2）、もしくは、（1）および（2）

##### ○事業 2

- ・（1）～（4）のいずれか 1 つ

##### ○事業 3

- ・（1）または（2）



(4) 対象となる経費

事業計画の規模、内容等を勘案し、予算の範囲内で当該事業の実施に直接必要な経費  
(対象となる事業経費の例)

工事請負費、委託料、謝金、借上料、賃金、資材購入費、通信運搬費、印刷製本費、  
旅費、用地費及び補償費(市町事業であって、自然環境課長が認めた場合) 他  
※物品の購入や工事の発注等を行う場合は、原則として県の契約方法に準じた方法で契  
約してください。

●次の費目は補助の対象外となりますので、ご注意ください。

食料費、工事に関する測量設計、施工監理、用地費(借地料を含む。ただし、前述の  
場合を除く。)、維持管理費及び備品費

## 5. 応募方法

(1) 応募にあたって

ひとつの団体が当該事業の補助を受けられる回数は、通算5回までです。ただし、  
限度回数を超えて、補助(助成)を受ける必要性が高いと認められる場合(地域か  
らの要望等により、会の活動能力を超えた事業を実施する場合等)は、その限りで  
はありません。

(2) 応募書類

次の①～④を提出してください。サイズは A 4 版、提出部数は 各 1 部 です。

①応募書(様式 1-1)

②応募者概要書(様式第 1-2)

※任意団体は会則等を添付すること

③事業計画書(応募用)(様式 1-3)

④収支予算書(様式 1-4)

※応募書類の電子ファイルは、ホームページからダウンロードできます。

(3) 提出方法

持参、郵送またはメール ※押印不要となりました。

(4) 募集期間

令和 8 年 5 月 19 日(火)～令和 8 年 6 月 19 日(金)

(5) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県 県民生活環境部 自然環境課 生物多様性保全班

E-mail: [s16110@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s16110@pref.nagasaki.lg.jp)

T E L: 095-895-2381

## 6. 選考方法

検討委員会の意見を踏まえ、次の方針により選考し採択する事業を決定します。

### (1) 生物多様性の保全への貢献

- ア 国内希少野生動植物種、国又は県レッドリスト掲載種等、地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献するもの
- イ 条例による保全地域等、地域の生物多様性保全上重要な地域の保全に貢献するもの
- ウ 自然共生サイトの認定等、30by30の達成に貢献するもの

### (2) 地域の社会・経済解決貢献

- ア 自然資源を持続的に活用することにつながるもの

### (3) 活動の継続性及び発展性

- ア 活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後に組織として活動を継続する体制があること
- イ 地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継続的に協力が得られる見込みがあること

## 7. 事業採択後（補助の申請等）

※詳細は採択後にお知らせします。

### (1) 補助金交付申請

事業が採択された団体は、長崎県補助金等交付規則に基づき補助金交付申請を行います。

### (2) 事業の実績報告

補助金の交付決定を受けた団体は、事業が完了した日から30日を経過した日または翌年度の4月10日（令和9年は4月9日）のいずれか早い日までに実績報告を行います。

※実績報告には経費にかかる支出証拠書類（領収書等）の添付が必要です。

### (3) 事業実施後のモニタリング

補助金の交付を受けた事業の実施年度の翌年度から5年間（令和9～13年度）、事業実施後の対象地域又は保全等活動運営状況のモニタリングを行い、現況写真等を添付して県へ報告します。

## 8. お問い合わせ窓口

ご不明な点等ございましたら、5. (5) 提出先までお問合せください。